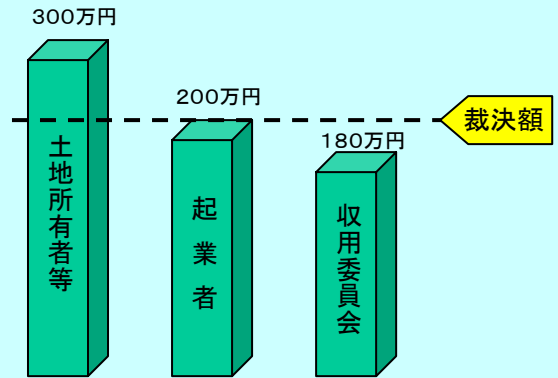


(パターン1)

土地所有者等の申立額 300万円
起業者見積額 200万円＝裁決額
収用委員会認定額 180万円

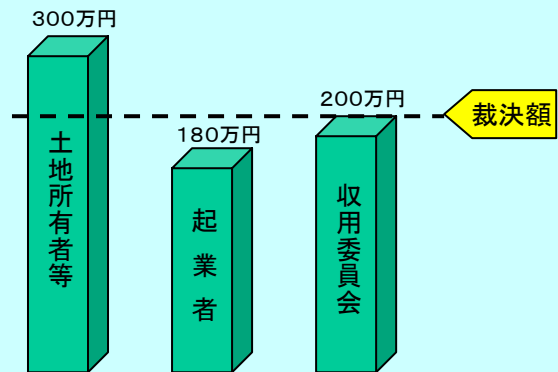
収用委員会認定額が起業者の主張する額を下回っている場合、起業者見積額(200万円)が裁決額になります。



(パターン2)

土地所有者等の申立額 300万円
起業者見積額 180万円
収用委員会認定額 200万円＝裁決額

収用委員会認定額が当事者の主張する額の範囲内である場合、収用委員会の認定額(200万円)が裁決額になります。



(パターン3)

土地所有者等の申立額 200万円＝裁決額
起業者見積額 180万円
収用委員会認定額 300万円

収用委員会認定額が、当事者の主張する額を上回っている場合、土地所有者等の申立額(200万円)が裁決額になります。

